

宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌長浜教区お待ち受け事業特別会計における花まつり費の残額を青少幼年教化推進資金として保管するための臨時措置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌長浜教区讃仰事業として予定されていた「東本願寺で花まつり」の無期延期に伴い、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌長浜教区お待ち受け事業特別会計に計上した花まつり費について、その残額を青少幼年教化推進資金（以下、「推進資金」という。）として別途に保管するための臨時措置について定める。

(推進資金)

第2条 推進資金は、「東本願寺で花まつり」の開催に願われた趣旨を継承し、もって教区の青少幼年教化の総合的な推進を図るため、その構想及び事業計画を策定するまでの間、保管金としてこれを保管する。

(利息の処理)

第3条 推進資金から生じる果実は、これを推進資金に繰り入れて処理しなければならない。

(推進資金の使用)

第4条 推進資金の一部又は全部を使用するときは、特別会計を設定し、又は教区事業費会計に計上して、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第5条 推進資金は、この規程の目的以外に使用することができない。

(経理)

第6条 推進資金は、別途会計とし、毎会計年度末現在の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を求めなければならない。

附 則

1 この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2012年7月25日）から施行する。